

6月は現況届の提出月

児童手当の手続をお忘れなく！

期限は6月30日(日)



中学校卒業までの児童を養育している方で、6月分以降の児童手当等を受けるには現況届が必要です。対象者には書類を送付しておりますので、ご確認ください。

現況届は、毎年6月1日の世帯状況などを把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。2年度分提出がない場合は、時効により手当を受ける権利が消滅します。

現況届に必要な書類

- ①市から送付した「児童手当・特例給付 現況届」
 - ②健康保険被保険者証の写し(国保加入者は不要)
 - ③印鑑(シャチハタ不可)
- ※その他、ご家庭の状況によって提出していただく書類が変わる場合があります。

提出方法

福祉事務所(窓口⑥)に提出または郵送

※郵送の場合は書類到着日が受付日となります。

また、封筒と切手はご自身でご用意ください。

問合せ先

福祉事務所社会福祉係(窓口⑥)

☎22216



第59号 市民文芸作品募集

市の文芸普及並びに文化向上のため、市民から作品を募集し収録発行します。

募集部門

○テーマ部門

「平成という時代」

「平成」が終わり、新しい元号が「令和」となりました。

この平成をテーマに作品を募集します。

○自由部門

特にテーマの規定はありません。自由に執筆ください。

※お一人の投稿者が、テーマ部門・自由部門の2部門にそれぞれ投稿できます。

応募資格

市内在住または通勤・通学、市内文芸グループに所属している方で、文芸活動を職業としていない中学生以上の方。

原稿締切 10月31日(木) ※当日消印有効

応募方法

指定の原稿用紙(400字詰)を使用し、指定の応募票を添付して生涯学習課まで提出してください(データ提出可)。

※データ提出の場合には、文章作成ソフトを使用し、原稿用紙設定(20字×20行)で作成してください。

※指定の原稿用紙は、教育委員会の窓口にて無料配布します。詳細についてはお問い合わせください。

申込・問合せ先

生涯学習課社会教育係

☎235055 ☒kyouiku@city.shimoda.lg.jp



～材料(1人分)～

さつま芋(乱切り)40g、人参(乱切り)20g、青ピーマン(角切り)20g、鶏もも肉90g、塩0.2g、コショウ0.05g、片栗粉10g、油10g、玉ねぎ(薄切り)15g

※A(唐辛子0.2g、砂糖8g、酢8g、醤油8g、かつお顆粒だし0.5g)

～作り方～

- 1 薄切りした玉ねぎは、水にさらして、辛みが抜けたら水気を取っておく。
- 2 調味料(※A)を混ぜ合わせ、玉ねぎを加える。
- 3 さつま芋、人参、ピーマンをそれぞれ切る。
- 4 鶏肉を1口大に切り、塩、コショウをし、片栗粉を付ける。
- 5 さつま芋、人参、ピーマン、鶏肉をそれぞれ揚げて、熱いうちに2の調味液に漬け込む。
- 6 味がなじんだら器に盛り付ける。

6月24日に下田幼稚園、下田保育所、下田認定こども園、市内小中学校15か所の給食で提供されるメニューです。
また、県が働き盛り世代の食環境を支援するため、給食施設等から募集し作成した「しずおか健康惣菜レシピ」に掲載されています。

6月は食育月間

毎月19日は食育の日

問合せ先 市民保健課健康づくり係(窓口⑤) ☎22217



～鶏肉とさつま芋の南蛮酢～

(レシピ考案: 下田市健康づくり食生活推進協議会)

栄養士からのポイント

鶏もも肉の良質なたんぱく質とさつま芋の食物繊維、人参、ピーマンの脂溶性ビタミンは、揚げる事で体に吸収されやすくなります。

⑤ 仮設住宅・公営住宅

□災害救助法の応急仮設住宅(市町村)

住家の全壊等により居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない人が無償で入居できます。

□公営住宅への入居(各自治体)

所得要件があります。

⑥ 被災ローン減免制度(二重ローン対策にも)

□制度を利用できる人

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローン、事業性ローン、自動車ローン、教育ローンなどの債務の弁済が難しくなった個人が利用できます。

□制度の概要

- ①現預金500万円、及び生活再建支援金、義援金(※)、災害弔慰金、家財地震保険金(250万円まで)等を手元に残した上で、残ローンの減免を受けられます。
※差押禁止立法化が必要
- ②信用情報登録機関に登録されないので、新たな住宅ローン借入の可能性あり。
- ③連帯保証人も原則として履行を求められません。
- ④国の費用で弁護士等専門家の支援が受けられます。

□問い合わせ先

制度の利用可能性がある場合には、金融機関とリスクを行う前に、弁護士会やメインバンクに相談を。
メインバンクから制度利用の同意書をもらい弁護士会に提出することがスタートです。

詳しくは「自然災害債務整理ガイドライン」で検索

⑦ 子ども・教育の支援制度

□幼稚園の就園奨励事業(市町村・幼稚園)

入園料・保育料の減免・猶予。

□教科書等の無償給与(災害救助法、都道府県・市町村)

小中高の児童・生徒へ教科書、教材、文房具、通学用品を支給。

□特別支援学校等への就学奨励事業

(都道府県・市町村・学校)

通学費、学用品等を援助。

□小中学生の就学援助措置(都道府県・市町村・学校)

就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助。

□高等学校授業料等減免措置(都道府県・市町村・学校)

授業料、受講料、入学科、受験料の減免、猶予。

□大学等授業料等減免措置(各学校)

学校により異なりますが、授業料等の減免、猶予があります。

□国の教育ローン(日本政策金融公庫等)

入学資金、在学資金等の融資。一人あたり350万円以内。

⑧ 雇用関係の支援制度

□労災保険の支給

労働者が仕事や通勤中に、地震・豪雨等により建物が崩壊したこと等が原因となって受傷した場合には、労災保険の給付を受けられます。

□雇用保険の基本手当(ハローワーク)

災害による一時的休業等の場合に、各種給付や雇用保険の基本手当の支給が受けられます。

□未払賃金立替払制度(労基署・労働者健康安全機構)

事業主が倒産した場合に未払給与や退職金の立替払を受けられる場合があります。

⑨ 事業関係の支援制度

□雇用調整助成金(労働局・ハローワーク)

地震・豪雨等に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされ、労働者に休業手当を支払った場合に一定の助成金を受け取れる場合があります。

□小規模事業者経営改善資金

(マル経融資)(商工会議所・商工会)

商工会議所等の経営指導を受ける小規模事業者に対し、日本政策金融公庫が無担保で行う融資。

□農林漁業者に対する資金貸付

(日本政策金融公庫等)

□災害復旧貸付

(日本政策金融公庫・商工中金等)

災害により被害を受けた中小企業等に対する事業所復旧のための資金貸付。

□セーフティネット保証・災害関係保証(信用保証協会)

一般保証とは別枠で保証。無担保8,000万円、最大2.8億円。

□グループ補助金

(中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業)(都道府県)

複数の中小企業が構成したグループが復興事業計画を作成し、認定を受けることで設備・施設の復旧・整備について補助を受けることができます。

⑩ 税金・保険料などの減免制度

□地方税の減免・猶予(都道府県・市町村)

住民税、固定資産税などが対象。

□国税の減免・猶予(税務署)

申告期限の延長、納税猶予、予定納税減額、源泉所得税等の徴収猶予、所得税の軽減など。

□医療保険・介護保険(健保組合・市町村等)

保険料や窓口負担減免の制度があります。

□公共料金、使用料、保育料、放送受信料など(都道府県・市町村・関係事業者)

災害時の特別措置がとられる可能性があります。

支援情報をさらに詳しく知りたいときは



← 内閣府の被災者支援情報ページ